土砂等による土地の埋立て等に関する事務手続きについて

許可までの流れ

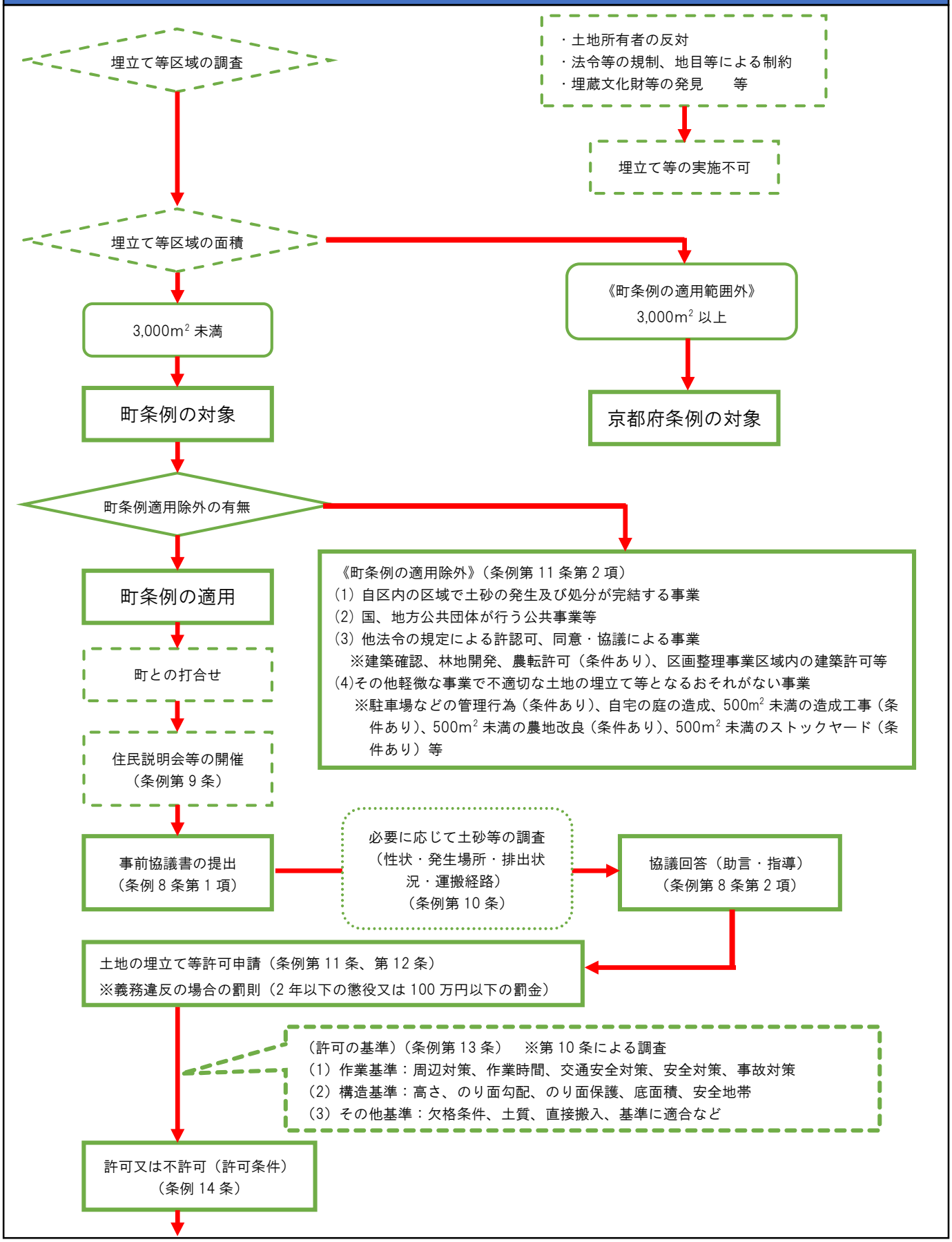

許可後の流れ

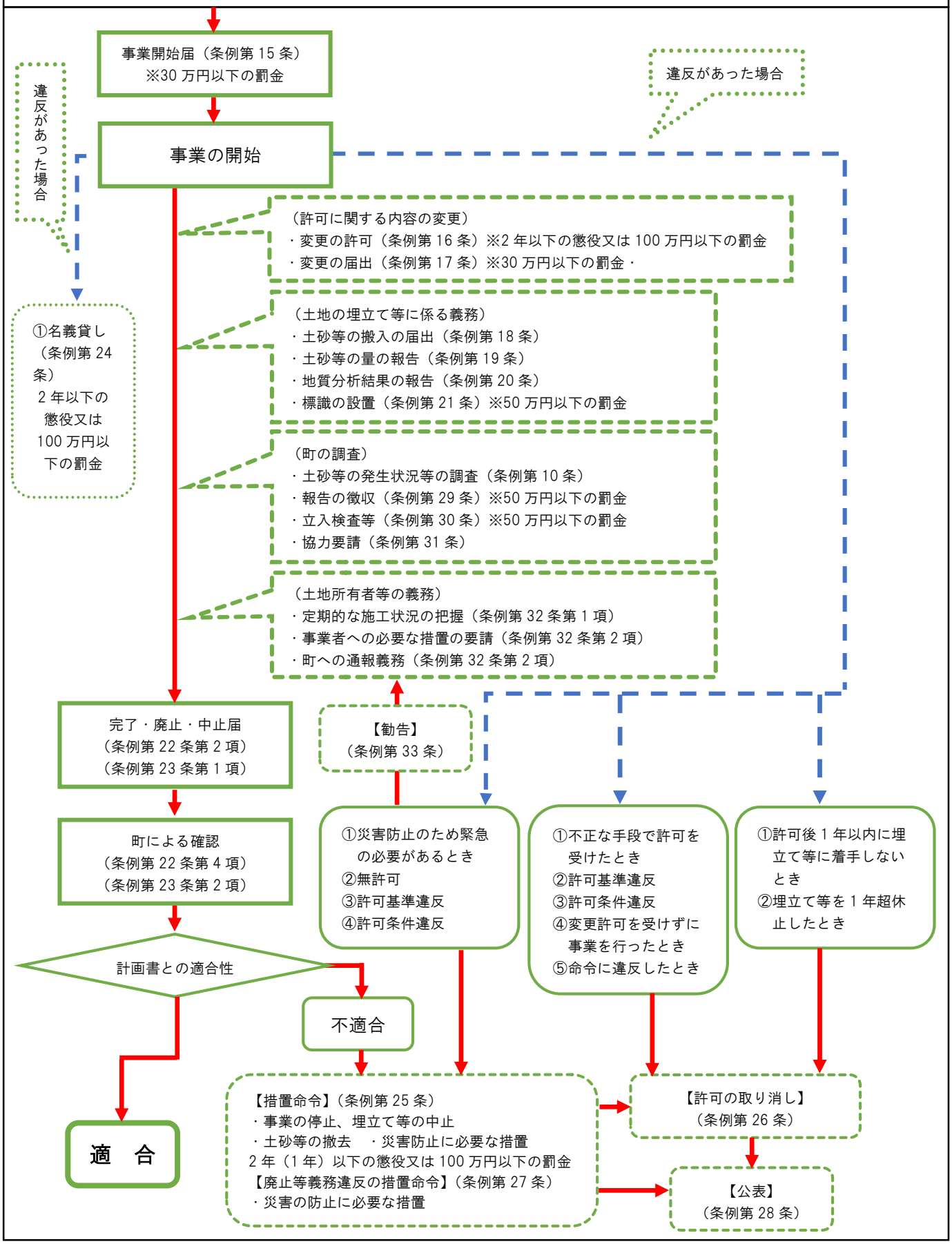
事業開始届（条例第 15 条）
※30 万円以下の罰金
違反があった場合
事業の開始
違反があった場合
（許可に関する内容の変更）
・変更の許可（条例第 16 条）※2 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金
・変更の届出（条例第 17 条）※30 万円以下の罰金・
①名義貸し（条例第 24 条）
2 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金
（土地の埋立て等に係る義務）
・土砂等の搬入の届出（条例第 18 条）
・土砂等の量の報告（条例第 19 条）
・地質分析結果の報告（条例第 20 条）
・標識の設置（条例第 21 条）※50 万円以下の罰金
（町の調査）
・土砂等の発生状況等の調査（条例第 10 条）
・報告の徴収（条例第 29 条）※50 万円以下の罰金
・立入検査等（条例第 30 条）※50 万円以下の罰金
・協力要請（条例第 31 条）
（土地所有者等の義務）
・定期的な施工状況の把握（条例第 32 条第 1 項）
・事業者への必要な措置の要請（条例第 32 条第 2 項）
・町への通報義務（条例第 32 条第 2 項）
完了・廃止・中止届
（条例第 22 条第 2 項）
（条例第 23 条第 1 項）
【勧告】
（条例第 33 条）
町による確認
（条例第 22 条第 4 項）
（条例第 23 条第 2 項）
①災害防止のため緊急の必要があるとき
②無許可
③許可基準違反
④許可条件違反
①不正な手段で許可を受けたとき
②許可基準違反
③許可条件違反
④変更許可を受けずに事業を行ったとき
⑤命令に違反したとき
①許可後 1 年以内に埋立て等に着手しないとき
②埋立て等を 1 年超休止したとき
計画書との適合性
不適合
適　合
【措置命令】（条例第 25 条）
・事業の停止、埋立て等の中止
・土砂等の撤去　・災害防止に必要な措置
2 年（1 年）以下の懲役又は 100 万円以下の罰金
【廃止等義務違反の措置命令】（条例第 27 条）
・災害の防止に必要な措置
【許可の取り消し】
（条例第 26 条）
【公表】
（条例第 28 条）